

さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録基準

（目的）

第1条 この基準は、さいたま市緑区（以下「区」という。）における地域活動を活性化し、区の魅力あるまちづくりを推進するため、さいたま市緑区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（団体の要件）

第2条 登録を受けることができる団体は、次の各号の要件をすべて備えていることとする。

- (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、公序良俗に則った、自ら立てた規範に従って非営利な市民活動を行う団体であること
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
- (3) 会則又は規約を有していること
- (4) 会員名簿（役員名簿）を有していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体の登録は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (3) 趣味や娯楽に目的が特化された団体
- (4) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (5) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じるものをいう。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある団体

（活動内容）

第3条 団体の活動内容は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) 児童・青少年の健全育成に関する活動
- (7) スポーツの振興に関する活動

（登録の申請）

第4条 登録を受けようとする団体は、さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約又はそれに代わるもの
- (2) 会員名簿（役員名簿）
- (3) 事業計画書

- (4) 収入支出予算書
 - (5) その他区長が必要とする書類
- (登録の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第2条から前条に掲げる内容を審査し、登録を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により登録を決定した団体（以下「登録団体」という）に対して、さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録書（様式第2号）を送付するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により登録を決定した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。
- 4 区長は、第1項に規定する審査の結果、第2条の団体要件又は第3条の活動内容に該当しないと判断した場合は、これを棄却し又は取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第6条 登録団体は、申請内容に変更があった場合は、速やかにさいたま市緑区市民活動ネットワーク登録内容変更届（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により変更の届け出のあった内容が、第2条の団体の要件又は第3条の活動内容に該当しなくなったとき
 - (2) 登録団体の運営が著しく適正を欠くと認められ、その改善指示に従わないとき
 - (3) 登録団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき
 - (4) 登録団体からさいたま市緑区市民活動ネットワーク登録取消届（様式第4号）が提出され、受理したとき。
- 2 区長は、前項の規定により登録の取消しを決定したときは、さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録取消通知書（様式第5号）により登録団体に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第8条 区長は、必要に応じて登録団体に対し、さいたま市緑区市民活動ネットワーク活動報告書（様式第6号）の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の緑区市民活動ネットワーク登録基準の規定は、この基準の施行の日以後の申請に係る登録について適用し、同日前の申請に係る登録については、なお従前の例によ

る。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月17日から施行する。